

## i-Construction 施工 講習説明者認定試験・認定説明者向けの更新講習会の 開催・運用時における申し合わせ事項

### ➤ はじめに

i-Construction 施工 講習説明者認定試験（以下、説明者試験と略）および認定説明者向けの更新講習会（以下、更新講習会と略）についての申し合わせ事項を列記する。

### 1. 開催の順序

・説明者試験および更新講習会の開催に当たっては、支部開催を第一優先とする。すなわち、開催の順序は以下を目安とする。

- ①支部、本部で開催：6月－8月（ただし、本部開催は、必要に応じて複数回の開催を行う場合もある）
- ②普及WG委員企業で開催：9月以降

### 2. 説明者試験および更新講習会の参加費

- (1) JCMA 支部・本部で開催する場合の参加費は、説明者試験受験費：8,000円、更新講習会受講費：6,500円とする。
  - (2) 普及WG委員の所属企業で開催する場合の参加費は、説明者試験受験費：4,000円、更新講習会受講費：2,500円とする。
  - (3) 最初の説明者試験を受験した結果、全科目の合格に至らなかった者が、取得できなかった科目について再受験をする者に対する受験費は、1,500円×（受験科目数）とする。
- ※いずれも、消費税込みの費用である。

### 3. 受験及び受講資格

- (1) 認定試験
  - ・JCMA 会員（支部会員も含む）企業に所属する職員、および個人会員。ただし、会員となっている企業のグループ企業においても会員となっていることが必要である。
  - ・一部科目合格者が同一年度内に再受験をすることができる場所は、支部または本部での開催に限定する。
- (2) 更新講習会
  - ・認定試験の全科目合格者（いわゆる、マスター）、および一部科目合格者
  - ・一部科目合格者は、希望する場合には全科目の講習を受けることができる。

### 4. 共通資料の取扱い

- (1) 共通資料の元ファイル(PPT版)は、以下の者が取り扱うことができる。
  - ・共通資料編集 SWG メンバーで、かつ共通資料編集を作成支援した者
  - ・普及 WG メンバーで、かつ当該年度の更新講習を受講した者
  - ・JCMA 本部事務局

- (2) 説明者試験受験者の学習用として使用する場合には、PDF 版 2 種類(標準表示とノート表示)、更新講習会の講義で使用する場合には、PDF 版(標準表示)を事務局から担当者に送付する。担当者とは、①支部開催の場合は各支部の事務局長、②普及 WG 委員が所属する企業で開催する場合は担当窓口(ただし、普及 WG 委員に限る)である。
- (3) JCMA 会員以外(発注者や顧客等)への説明、あるいは会員企業内の社内研修等に使用する場合には、事前に別途指定の届出書(資料 申-1、資料 申-2)を提出する。届出書を受領確認後、元ファイルまたは PDF 版(標準表示)を事務局から担当者に送付する。また、終了後に資料 申-3を提出する。

## 5. 問題・回答用紙の取扱い

- (1) 説明者認定試験の問題・回答用紙の元ファイル(PPT 版)は、以下の者が取り扱える。
  - ・ 共通資料編集 SWG メンバーで、かつ共通資料編集を作成支援した者
  - ・ JCMA 本部事務局
- (2) 説明者試験の問題・回答用紙は、事務局が紙ベースで印刷し、担当者に送付する。担当者とは、①支部開催の場合は各支部の事務局長、②普及 WG 委員が所属する企業で開催する場合は担当窓口(ただし、普及 WG 委員に限る)である。

## 6. 講師、立会者の要件

- (1) 説明者試験の回答説明者および更新講習会の講師は、共通資料編集 SWG メンバーでかつ、当該年度の更新講習を受講した者が務める。ただし、当該年度の更新講習会が実施される前までは、前述の条件を満たす該当者が存在しないため、共通資料編集 SWG のメンバーの中から特別認定者を選定することとする。  
特別認定者とは、共通資料の作成・編集に直接携わったメンバーでなおかつ、当該年度の事前更新講習会を受講した者を指す。
- (2) 更新講習会の講師は、普及 WG のメンバーでかつ、当該年度の更新講習を受講した者が務める。ただし、当該年度の更新講習会が実施される前までは、前述の条件を満たす該当者が存在しないため、共通資料編集 SWG のメンバーの中から特別認定者を選定することとする。  
特別認定者とは上述の通りである。
- (3) 説明者試験の立会者は、普及 WG のメンバーまたは JCMA 会員企業(支部会員企業も含む)に所属する者が務める。
- (4) 更新講習会における立会者は、普及 WG のメンバーまたは JCMA 会員企業(支部会員企業も含む)に所属する者が務める。

## 7. 合否判定会議

- (1) 合否判定会議とは、試験当日の自己採点結果をふまえて、最終的に受験者の合否を確定させるための会議体であり、共通資料編集 SWG のメンバーから構成される。
- (2) 合否判定会議の開催は、説明者試験の実施後の適切な時期を見計らって、事務局が共通資料編集 SWG のメンバーと調整して実施する。
- (3) 合否判定会議で確定された合否結果は、事務局から下記の担当者に通知する。
  - ①支部で開催する場合は、各支部の事務局長宛てとする。事務局長は、受け取った結果通知

を各企業の担当窓口にする。

②普及WG委員企業で開催する場合は、担当窓口の普及WG委員宛とする。

③本部で開催する場合は、各企業の担当窓口宛とする。

## 8. 認定証

(1) 認定証は、合否判定会議での最終確定結果に基づいて、説明者認定試験の合格者および更新講習会の受講者に対して事務局が作成・交付する。

(2) 認定証の本人への未達が発生したときに備えて、どの段階でトラブルが生じたのかを推定できることが必要となる。そのための確認手法として、**資料 申-4**に、認定書の本人への交付および受取り確認システムを示す。

(3) 新しい認定証の交付により、古い認定証は効力を失うため自己責任にて処分する。

(4) 認定証の再発行は、以下の場合に認め、その再発行費用はいかに示すとおりである。

①JCMA 会員（支部会員を含む）内での転職・異動

：1,000 円（旧認定証の返却が必須となる）

②紛失：1,500 円

以 上